

【申告受付期間】2月16日(月)～3月16日(月)

市県民税・所得税の申告はお早めに

市県民税申告、確定申告はパソコン・スマホで

令和7年分(令和7年1月1日から12月31日まで)所得の申告時期になりました。

申告の対象は、所得税、市県民税、国民健康保険税です。

所得の申告は、所得証明書の発行、介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定、福祉医療(乳児医療等)の給付、保育所の入所や市営住宅入居の手続きなどにも必要です。申告がないと、これらに関係する諸証明の発行などができませんので、必ず期限内に申告をしてください。

可能な方はパソコン・スマホで申告してください。

《問合せ》 税務課 ☎21-9045

市県民税・国民健康保険税の申告

フローチャートで申告が必要か確かめてみましょう

申告書と手引きは1月下旬に送付

昨年、市県民税申告書を提出し、今年も申告が必要な方には申告書を郵送します。

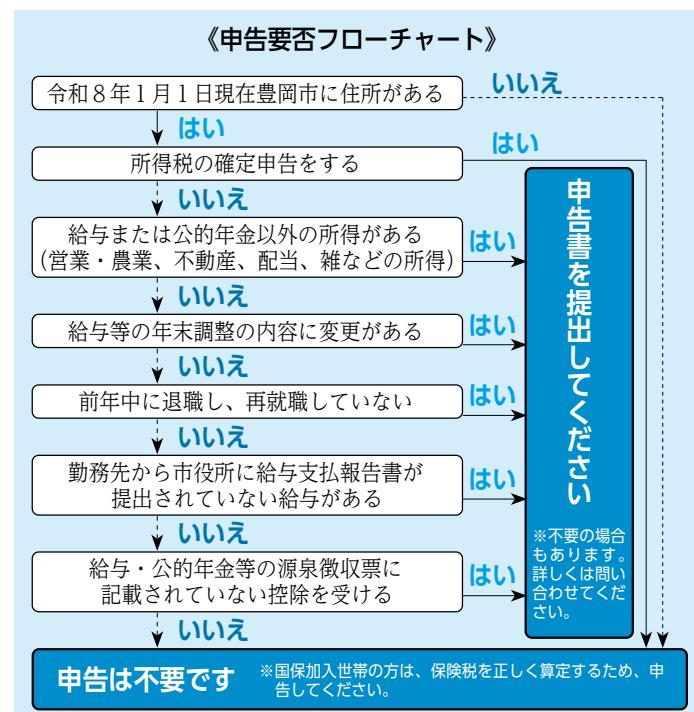
市県民税の電子申告が可能

令和8年度分の市県民税の申告から、電子化が開始されます。

スマホやパソコンでマイナンバーカードを読み取り、eLTAX(地方税ポータルサイト)から申告できます。概要はeLTAX申告ページを確認してください。



eLTAX申告ページ▲



確定申告をする方へ

ふるさと納税・配当所得を申告する方

所得税の確定申告で配当所得や寄附金(ふるさと納税)控除の申告をする場合など、内容によって確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」の各種項目に必要事項を記載する必要があります。記載がない場合、市県民税において適用されませんので注意してください。

給与・年金以外の所得を自分で 納付したい方

市県民税を特別徴収(給与から天引き)で納付する方で、給与・年金以外の所得分を普通徴収(自身で納付)で納付したい方は、確定申告書などへの記載が必要です。

申告相談

全ての会場で予約制を導入

予約方法

○スマートフォン・パソコン等による予約

2月6日(金)から受付開始

右の二次元コードからアクセスし、
予約フォームから申込み



（休日を含め24時間受付）

予約フォーム▲

○電話による予約

2月10日(火)午前9時から受付開始

希望する会場（本庁税務課または各振興局市民福祉課）に平日の午前9時～午後4時30分に電話。

※受付開始直後は電話がつながりにくくなります。

※予約は相談希望日前日の午後4時30分までに行ってください。

申込先	
本庁	21-9045
城崎	21-9066
竹野	21-9074
日高	42-1111
出石	21-9026
但東	21-9033

当日受付はお断りすることがあります

各会場で当日受付をしますが、事前予約を

日程	会場	内容	受付時間
2月16日(月)～ 3月16日(月) ※土日、祝日を除く	豊岡税務署別館1階 市役所本庁舎2階 大会議室、城崎・竹野・日高・出石・但東各庁舎	所得税の確定申告 市県民税・国民健康保険税の申告(所得税の確定申告も一部可能)	【受付】午前8時30分～午後4時 【相談】午前9時～受付終了分 【受付】午前9時～午後3時(最終日午後2時)予約受付あり 【相談】午前9時～正午 午後1時～4時(最終日午後3時)

次の所得税申告等は税務署会場で相談してください。

▷青色申告▷事業規模の大きい方(所得金額がおおむね300万円超)▷土地、建物または株式等の譲渡所得▷住宅借入金等特別控除(初年度)を受ける方▷繰越損失、雑損控除▷消費税、贈与税▷準確定申告▷修正申告、更正の請求

スマホ申告相談を利用して下さい

令和7年分申告相談の前に、自身でスマホを使って確定申告するための申告相談を実施します。

スマホでの確定申告に不安がある方は、この機会に申告してください。

▶日程 2月9日(月)、10日(火)午前9時30分～午後3時30分(受付は午後3時終了)

▶場所 市役所本庁舎 2階 大会議室

▶対象者 給与所得、一時所得、雑所得(公的年金、個人年金等)がある方

※次の方は利用できません。

・営業所得、農業所得、不動産所得がある方(収支内訳書の作成が必要な方)

優先します。

簡単・便利なスマホ申告を利用して下さい

マイナンバーカードをお持ちの方は、自宅からスマホやパソコンを使って確定申告書の作成・送信ができます。

操作などに不安のある方は、スマホ申告サポートベース(本庁のみ)を開設します。通常の申告相談と同じ手順で、スマホ申告サポートベースを選択して予約してください。

相談前に必要書類の確認・準備を

帳簿の整理ができるない場合などは、相談を断る場合があります。

※営業・農業・不動産所得がある方は「収支内訳書」、医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」を事前に作成してください。

※所得税の申告の場合、申請者ごとに付番される「利用者識別番号」が必要です。「利用者識別番号」が分かる書類を必ず持参してください。



・市の申告相談で対応不可(税務署で相談)としている申告

・住宅借入金等特別控除(初年度)および雑損控除

▶必要な物 スマホ、自身のマイナンバーカードおよびパスワード2つ【①利用者証明用(数字4桁)②署名用(英数字6～16文字)】、確定申告に必要な書類(市ホームページで確認)

▶その他 予約不要、通信料は利用者負担